

亀山市公告第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、次の決算の要領を公表する。

なお、当該要領は省略し、亀山市総務財政部総務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

亀山市長 櫻井義之

- (1) 令和5年度亀山市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度亀山市水道事業会計決算
- (5) 令和5年度亀山市工業用水道事業会計決算
- (6) 令和5年度亀山市下水道事業会計決算
- (7) 令和5年度亀山市病院事業会計決算